

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 14 級に該当するとして、障害給付を支給しないと認定した原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、生命保険会社の営業職員であるが、平成〇年〇月〇日自宅に帰る途中、自宅最寄りの駅にて降車する際段差につまずき転倒し、顔面を負傷した。

請求人は〇デンタルクリニックを受診し、「21 | 12 外傷性歯牙脱臼、歯槽骨骨折、歯髓炎」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級表（以下「障害等級表」という。）のいずれの障害等級にも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

整復固定術後、そのまま歯を残すのではなく、4 本とも細く削られており、歯冠継続装着されている。上前歯 4 本は削られ分厚い歯になり、歯の裏の金属で味覚が変になり、歯が前に出ることによって顔の形が変わったと同僚や客に指摘される。歯の補てつ等に該当するはずである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 歯牙障害

平成〇年〇月〇日受付の主治医意見書から、治療の結果は「歯冠継続歯装着、支台冠を行うに留まった歯牙」に該当し、これは「補てつ歯数に算入しないこと」とされているため、歯牙障害に該当する程度ではないと判断した。

#### (2) そしゃく機能及び神経症状

主治医意見書から、請求人のそしゃく機能は、回復しており、疼痛も改善しているとされているため、請求人の所訴する症状は、障害等級に該当する程度ではないと判断した。

(3) 以上から、請求人に残存する障害は、いずれも障害等級に該当する程度ではないと判断した。

### 4 審査官の判断

請求人に残存する障害の程度について判断すると、次のとおりである。

(1) 請求人は、歯牙脱臼に対する整復固定術後、そのまま歯を残すのではなく、4 本とも細く削られていることから、歯の補てつに該当すると主張している。

請求人の歯牙障害については、〇デンタルクリニック医師作成の障害給付支給請求書裏

面診断書に、抜髄後補てつ物を装着した旨の経過記載があるのみであるが、平成〇年〇月〇日付けの意見書では、補てつ物装着の説明として、「21 | 12 歯冠継続歯装着、支台歯4」と所見されている。歯の治療内容について〇デンタルクリニック医師は、「歯牙脱臼に対し整復固定したが、神経が死んでしまったことから、元の歯のまま残すことができず、歯茎の所まで削り、4本とも抜髄して補てつを行ったもので、補てつ物は前装铸造冠である」としている。そうすると、請求人の治癒後の21 | 12の4歯は、著しく欠損した歯牙に対し、補てつを加えたものに該当すると判断される。

(2) そしゃく機能障害及び神経症状については、〇デンタルクリニック医師より機能の回復及び症状の改善が認められており、言語機能障害について請求人は、「ろれつが回らない時がある。しゃべりにくい」等述べているが、医証では障害として評価されていないことより、障害給付の対象となる障害には該当しないものと判断される。

### (3) 結論

以上から、平成〇年〇月〇日の負傷による残存障害については、歯牙障害について認定することとなり、4歯に対し歯科補てつを加えていることから、「3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの」（障害等級第14級の2）に該当すると判断される。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当でなく、取り消されるべきである。